

令和6年度 第1回津幡町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和7年2月5日（水） 開会 13時25分～閉会 14時39分

2. 場 所 津幡町役場 2階 205研修室

3. 出席委員（6人）

町 長 矢 田 富 郎

教育委員会 教育長 吉 田 克 也

委 員 山 本 祝 男

委 員 越 村 崇

委 員 渡 邊 加寿子

委 員 藤 田 順 子

4. 欠席委員（0人）

5. 出席説明員等

学校教育課長 北 山 ゆかり

生涯教育課長 山 崎 明 人

学校教育課管理主事 菅 谷 真佐子

学校教育課教育センター所長 上 野 幸 代

6. 事務局職員

総 務 部 長 酒 井 英 志

健康福祉部長 山 本 幸 雄

教 育 部 長 宮 崎 寿

総 務 課 長 田 中 圭

教育総務課長 本 多 克 則

教育総務課教育総務係長 松 井 進 吾

7. 協議・調整事項

- (1) いじめ・不登校の現状について
- (2) 教職員の時間外勤務の現状について
- (3) 第2期津幡町教育振興基本計画について
- (4) その他

8. 協議・調整事項の経過等 以下のとおり

〔開会〕 13 時 25 分

○宮崎寿教育部長 定刻となりましたので、ただいまから津幡町総合教育会議を開会いたします。
この会議の議事進行につきましては、「津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項」において、教育部長が行うとありますので、私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、開会にあたり、矢田町長からご挨拶をお願いいたします。

○矢田富郎町長 皆さんこんにちは。朝から大変な天気となりましたが、教育委員の皆様には足元の悪い中ご出席を賜り、ありがとうございます。日頃から本町の教育の充実、発展のため、ご尽力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今年の冬は、降雪量はそれほど多くないと思われるが寒波が襲来する可能性はある、といった 3 か月予報が以前出ておりました。しかし、現在その予報を覆すような非常に強い寒波が襲来しまして、テレビを見ておられますと今冬最強最長寒波といったような文字が並ぶような状況です。明日の朝までには加賀地方、このあたりは加賀北部という地域割りになりますが、平野部で多いところで 30 センチ、明後日の朝までには多いところでさらに 20 センチの積雪予報が出ているようです。明日は大雪の心配をする必要があると思っております。

毎年この会議を開催させていただいておりますが、この会議は町と教育委員会との連携を深める重要な会議でございます。特に今年度は、教育に関する総合計画である第 2 期津幡町教育振興基本計画を策定していると伺っておりますが、その内容に関しまして教育委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。

本町では、令和 8 年度に第 6 次津幡町総合計画を策定する予定でございます。現在準備をしている最中であり、教育振興基本計画との整合性を図りながら、総合計画の中に教育施策を十分に盛り込んでいきたいと考えております。

また、いじめ、不登校の現状、そして教職員の時間外勤務の現状につきましてのご報告もいただくことになっております。この会議におきまして、教育の抱える課題、そして将来に向けた教育の基本計画につきまして、教育委員の皆様と考えを共有していきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○宮崎寿教育部長 ありがとうございます。続きまして吉田教育長、お願いいたします。

○吉田克也教育長 皆様、本日は大変ご多忙のところ、津幡町総合教育会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。矢田町長のご挨拶にありましてとおり、本町の教育振興基本計画が平成 26 年度の策定から 10 年を経過いたしました。そこで今年度見直しを行い、第 2 期の計画を策定するということになっております。今日はその案をお示しすることとなっております。

この 10 年間で学習指導要領改訂が行われており、例えば道徳の教科化、小学校高学年の外国語活動の教科化、さらには G I G A スクール構想による 1 人 1 台端末の活用など、様々な教育改革が次々と実施されてまいりました。また、いじめや不登校生徒の増加、教職員の時間外勤務の増加による働き方改革など、新たな課題も出てきております。そこで、この教育振興基本計画については、時代にマッチしたものにすべく、大幅に内容の見直しを行ったところです。これから先行き不透明な時代にあっても、子どもたちがたくましく社会を生き抜く力を育成することができるよう、この教育振興基本計画をもとに、今後の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日の会議では、いじめ不登校の現状、それから教職員の時間外勤務の現状、そして津幡町教育振興基本計画の、第 2 期計画の内容についてご協議をいただきたいと思っております。皆様活発なご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎寿教育部長 ありがとうございます。本日の協議・調整事項については資料のとおりとなっております。会議は約 1 時間程度を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは早速議題に入ります。議件 1、いじめ・不登校の現状について事務局より報告いたします。

○上野幸代学校教育課教育センター所長 それでは、いじめの発生状況等についてご説明いたします。議件 1、資料 2 ページをご覧ください。そこにあります上段の表は、令和 6 年度の月ごとのいじめの報告人数となっております。12 月につきましては小学校で 163 人、中学校で 39 人、合わせて 202 人となっております。これは継続して観察している子どもを含めた人数となっております。また、16 人のいじめが解消されております。下段の表は、各年度にいじめと認知された人数となっております。津幡町では、令和 5 年度は小学校で 361 人、中学校で 38 人、合わせて 399 人であり、令和 3 年度並みとなっております。いじめの積極的認知が一層進んだものととらえております。全国的に見ますと、いじめの認知件数は年々増加し続けておりまして、この傾向とも津幡町は一致していると思います。

次に 3 ページをご覧ください。津幡町の取組についてです。町教育委員会では、4 点の取組を行っております。その中の③児童生徒の状況把握についてご説明いたします。(3) 取組事例をご覧ください。児童生徒個々の状況を把握しまして、学校も教育委員会も継続して見守っていくために、学校に児童生徒ごとのいじめに関する報告を毎月求めています。学校からの報告は前月と比較し、丁寧に教育センターの方で確認しまして、抜けや誤りが見られる場合には、すぐに学校の方に連絡をし、再提出を求めています。また、特に気になる案件につきましては、継続し

て教育センターの方で聞き取りを行うとともに、学校からの随時の報告を求めまして指導、助言を行うことで、重大事態につながらないようにしております。いじめに関する一覧表を、学校ごとに作成いたしまして、学期初めに、当該校に配付して、学校の意識向上を図っております。

次に、学校での取組です。教育委員会からの指示に従いまして、いじめアンケートの持ち帰り実施や、学期に 1 度の全員面談、解消要件に基づく解消に学校は取り組んでおります。先日、いじめ調査の方法を調査しましたところ、Chromebookによる調査を実施している学校がほとんどでしたが、集約結果につきましては、教員のみが閲覧できる共有フォルダ等に保存しまして、児童生徒が閲覧できないようになっております。今後も情報の取り扱いに留意していくことを校長研修会等で指示してまいります。

次に 4 ページをご覧ください。ここからは、不登校の現状について申します。上段の令和 6 年度の不登校の状況等については、まず月別調査におきまして、月 7 日以上の不登校の報告を求めています。12 月の不登校につきましては、小学校で 28 人、中学校で 36 人、合わせて 64 人となっております。また、その月に 1 日も学校に来ていない完全不登校の数は 24 人となっております。不登校の合計は、昨年度 12 月においては 77 人となっております。毎年 2 学期に大幅に増加する傾向があるのですが、今年度につきましては昨年度より随分と数は減少しております。これは、中学校の不登校が減少したためです。次に下段をご覧ください。下段は各年度の不登校者数となっております。年々、全国的に不登校が増加しておりまして、国全体で見ますと昨年度が約 16%の増加となっておりますが、津幡町では中学校の不登校が抑えられているということで、約 6%の増加にとどまっております。これは、中学校でのきめ細かな対応に加えまして、学校生活指導員の配置、教育支援センターとの連携による効果等が理由だと考えております。一方、小学校の増加率が高いことを危惧しております。

続きまして、7 ページをご覧ください。これにつきましては、国が毎年年度末に行っています調査の中で不登校の要因や把握した事実について、学校が回答したものの結果となっております。令和 4 年度までは不登校の要因を回答する形式になっておりましたが、学校の捉えと不登校児童生徒及び保護者の捉え、これも国の方で調査したものなのですが、その捉え方に乖離があるということから、令和 5 年度からは要因ではなく把握した事実として回答を求めるようになっております。不登校児童生徒の抱える問題について、より丁寧に把握することができるようになったと思っております。

続いて、5 ページをご覧ください。こちらには、津幡町の不登校に関する取組について記載いたしました。不登校傾向の生徒への支援を目的として、津幡・津幡南両中学校に学校生活指導員

1 名をそれぞれ配置し、不登校生徒の登校補助であるとか、相談室など別室での学習補助や担任教員のサポートなどを行っております。また、③にありますように、教育センターへの相談が昨年度同時期の 1.7 倍になっておりまして、大幅に増えてきており、児童生徒や保護者の支援が進んできております。

資料 11 ページ、参考資料 4 をご覧ください。この資料は、4 月以来相談があったものを内容別、月別に示したものです。4 月から 12 月までの相談件数は、右側の下の方を見ていただくと、小中学校以外が 6 件、小学校が 61 件、中学校が 152 件で合計 219 件となっております。内容別に見ますと、不登校児童生徒につきましては、一番多いのが、学業や進路に関わる相談で 45 件となっております。次いで多いのは、家庭環境であるとか、無気力不安、そういった相談がともに 33 件ずつとなっております。この表にはあらわれていないのですが、4 月以来、12 月までで 77 人のお子さんの相談を受けました。

次に 12 ページをご覧ください。昨年度開設されました教育支援センター「パイン教室」を見学、あるいは体験に来た児童生徒を月別に示したのになっております。

これを見ていただいておりますとおり、本当に途切れることなく、相談であるとか見学通室がございます。今年度新たに正式に通室をしたいと届け出たお子さんは、小学生 4 人中学生 7 人となっております。正式な通室児童生徒の保護者を対象にした保護者会を 7 月と 12 月にも開催しておりまして、保護者の方にとっても、他の保護者の方とのつながりを持ち、悩みを共有することができる場となっております。

では 5 ページに戻っていただきまして、学校の取組についてです。学校につきましては、記載のとおり取組を行っているところですが、それに加えて、保護者にパイン教室の紹介であるとか、教育センターへの情報提供など、パイン教室との連携を図りながら居場所づくりに努めています。

以上で、いじめ不登校の状況についてのご説明を終わります。なお、6 ページからは、今ほどご説明したものの資料を掲載しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

○宮崎寿教育部長 この件に関しまして、皆さんからご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では続きまして、議件 2、教職員の時間外勤務の現状について事務局より報告いたします。

○菅谷真佐子学校教育課管理主事 それでは、教職員の時間外勤務の現状について説明をさせていただきます。議件 2 の資料をご覧ください。1 ページ目の項目に従って説明させていただきたいと思います。

まず、1 人当たりの毎月の時間外勤務時間についてです。2 ページをご覧ください。2 ページの表は、令和元年度から令和 6 年度までの毎月の平均の表です。年間の平均をグラフにしたものが 3 ページです。グラフの青色が津幡町、赤色が石川県の平均となっています。見ていただくとわかりますが、小学校では、津幡町の教職員の時間外勤務時間は、毎年、県平均を上回っていますが、徐々に減り続けていることがわかります。そしてだんだん県平均に近づいていることもわかります。中学校の方では、一時期津幡町の方が県平均を下回ることもありましたが、コロナ禍以降、少し県平均を上回っております。

次に、月当たりの時間外勤務時間が 80 時間超え、それから 100 時間超えの割合等について説明させていただきます。4 ページをご覧ください。これが月ごとの 80 時間超えの教職員の割合の表です。これも年間の平均をグラフにしてみました。5 ページをご覧ください。小学校も中学校も、令和元年度と比べると、令和 5 年度と 6 年度は少なくなってきました。小学校では、津幡町は本当に平均に近づいてきています。中学校は平均より割合が大きく、約 20%が過労死を懸念される 80 時間を超えています。5 人に 1 人ということで心配な状況です。次の 6 ページは、100 時間越えの人数と割合です。県では、100 時間超えの人数については月ごとのデータがないので、そこに記載してある表の中にあるのは津幡町の状況だけです。小学校では、100 時間超えの割合はゼロに近づいています。中学校も少しずつ減ってきてはいますが、なかなか全部にはならない状況です。

次に 5 ページですが、それは 45 時間未満の割合です。働き方改革については、全教職員の時間外勤務時間が 45 時間未満になることを目標としております。その 45 時間未満の人数の割合をそこに示してあります。小学校では、昨年度から 60%を超えてきました。県平均では、令和 5 年度は 68%です。中学校では、ようやく 40%を超えています。県では約 50%という結果です。

最後に、1 ページに戻ってください。3 番目の教職員の多忙化改善に向けた取組の継続についてです。まず、県教委からの通知を見ると、教職員を取り巻く環境整備の方向性が示されていて、働きやすさと働きがいの両立に向けて取組を推進していくとのこと。そして、やはり定数改善、先生方の人数を多くしてもらうということを国に求めていきながら、取組のよい事例を広めていくということです。

次に、津幡町では働き方改革でどういう良い事例があるかということですが、今年度、まず 1 つ目は、新しい校務支援システムが導入されて、機能の改善や新しい機能が増えました。勤務時間の管理も、校務支援システムでできるようになり、県内の教職員とも簡単にメールができるようになりました。学校日誌や指導要録等もデータで管理できるようになっています。

2 つ目は、町教委への報告提出文書のデータ化ということです。学校訪問の要綱等もデータでの提出となっています。

3 つ目は保護者向けの連絡アプリの活用です。保護者向けの連絡アプリが全小中学校で同じものが使われるようになりました。出欠の報告を受けることができたり、逆に学校の連絡を保護者に送信したりできます。学校だよりは、ほぼ全ての小中学校でアプリを介してデータで送信しているということです。

さらにその下の方ですが、学校によっては日課を見直して放課後の時間を確保したり、授業をカットして教材研究の時間に充てたりしているところもあります。

最後に、今後の課題として 2 点お話させていただきます。1 つ目は、教職員の働き方改革への意識のさらなる向上です。どうしても今までの働き方を変えることができずに、勤務時間が長くなりがちの人が固定化してきています。80 時間を超える人、100 時間を超える人はほぼ固定化してきています。仕事を抱え込まずにいろいろな人に任せていくこと、業務の平準化への意識を持つことを広めていきたいと思っています。

2 つ目は、教育活動の目的や働き方改革の目的を再認識することです。限られた勤務時間をどう使っていくかを考えていくということです。ただ勤務時間を少なくすることが目的ではないこと、必要な仕事を減らすことが目的ではないことを教職員みんなでも再確認し、業務の優先順位を考えながら、時間を有効に使うことがさらに求められています。子どもたちのためになることに時間を使い、成果が見えてくることによって、教職員の働きがいも生まれてくると思われます。学校ではそれぞれ工夫をしながら進めています。町教育委員会もそれを支えていきたいと思っています。

○宮崎寿教育部長 この件に関しまして、皆さんからご意見はございますでしょうか。無いようですので、続きまして議件の 3、第 2 期教育振興基本計画（案）について事務局より説明いたします。

○本多克則教育総務課長 教育振興基本計画について、資料のカラーの概要版をご覧ください。

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じ教育の方向性を示すものです。津幡町は平成 26 年 9 月に策定し、令和元年に改定しております。策定後 10 年を経過しておりますので、令和 6 年度に、新たに第 2 期教育振興基本計画を策定しているところでございます。

基本理念といたしましては、資料にありますとおり、ふるさと津幡を愛し、未来を拓く心豊かな人づくりとしました。教育を取り巻く環境は常に移り変わり、現代は将来の予測が困難な時代

へと突入しております。このような不透明で厳しい時代を乗り越えていくため、未来を切り開く知恵と力の育成、そしてみんなと協力、協働して行動していく人材の育成に努めて参ります。

続いて計画の位置付けとしてですが、この教育振興基本計画とは別に、首長部局が策定することになっております教育大綱というものがあります。この教育大綱とは、地方教育行政法に基づき、各自治体の首長部局が総合教育会議で協議し、教育政策の基本方針として定めることになっております。平成 26 年に文部科学省の通知で、教育振興基本計画を策定した場合はその基本計画を教育大綱とみなすことができる、とされておりますので、本日の会議の最後に教育振興基本計画を教育大綱としてみなしてよろしいか、お諮りいただきたいと思います。と思っております。

続きまして計画の期間ですが、令和 7 年度から令和 16 年度の 10 年間としております。

続いてこの基本計画で掲げる目指す人間像は、資料のとおり、3 つの人間像を掲げております。

続きまして、教育理念を達成するために、7 つの基本目標を挙げています。基本目標 1 としましては、ふるさとに誇りを誇りと愛着を持ち、社会に貢献する人材を育成します。これはふるさとを学び、ふるさとへの愛着を深めるとともに、国内外で社会に貢献する人材を育成してまいります。

基本目標 2 として、確かな学力を身につけ、社会の変化に対応できる資質能力を育成します。これは児童生徒一人一人が社会を生き抜くための力、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、人生を切り開く力を育ててまいります。

基本目標 3 では、豊かな心と健やかな体を持ち、夢や目標に向かってたくましく生きる力を育成します。これは生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心を育み、道徳教育や人権教育を充実して参ります。また読書活動、運動スポーツに親しみながら、健康づくりや体力づくりを推進してまいります。

基本目標 4、安全安心に過ごせる質の高い教育環境づくりを推進します。これは安全で安心な教育環境と質の高い教育基盤づくりを推進してまいります。

基本目標 5、生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します。これはいつまでも学び続けるために、生涯学習の機会の充実を図ってまいります。

基本目標 6、スポーツ活動や芸術文化活動を通して、地域の活性化を推進します。これはいつでもどこでも誰でも、気軽にスポーツ活動、芸術文化活動に参加し楽しむことができる環境づくりを推進してまいります。

最後に、基本目標 7、学校家庭地域の連携協働により、ともに学び支え合う地域づくりを推進します。これは学校家庭地域が連携し、社会教育地域づくりを推進してまいります。

以上が現在作成中の教育振興基本計画案の概要でございます。

○**宮崎寿教育部長** ただいま説明いたしました第2期津幡町教育振興基本計画につきまして、協議・調整事項がございますので、教育委員の皆様より申し上げます。

最初に高等教育機関との連携について、山本委員よりお願いいたします。

○**山本祝男教育委員** 高等教育機関について、現在、北中条地内で金沢星稜大学がキャンパスの造成をしています。こういった高等教育機関、大学等の立地というのは、子どもたちへ与える影響というものが非常に大きいです。その一方で、地域の活性化、町民と学生や指導員との連携等による交流人口の増大等に伴って、地域にも大変大きな影響を与えるのではないかと私は思っております。

これを一つの機会とし、周囲を文教ゾーンとして、津幡町に県内外の大学、高等教育機関等のキャンパス、あるいはサテライトキャンパス、それに加えて合宿等もあるんですが、そういったものの誘致を積極的に進めるということが子どもたちのためにもなり、あるいは地域の活性化にもつながってくるのではないかと考えております。

こういった津幡町の情報発信、あるいは情報の収集、誘致に向けた取組等々を積極的に進めていただければと思っております。

ちなみにサテライトキャンパスの誘致については、県内で実際にやってるところがいくつかありまして、最近では去年の暮れに加賀市において、兵庫県の宝塚医療大学のキャンパス誘致に成功し、2年後に開設をする予定であるとの話もありました。

実はこういった誘致行動は、能登の自治体も積極的に動いているようですが、ぜひ津幡町においても、先ほど言いましたような文教ゾーンみたいなものの設定があるかも理解しておりませんが、進めていただければと思っております。

○**宮崎寿教育部長** ただいまの調整事項につきまして、町から回答をお願いいたします。

○**酒井英志総務部長** ただいまの件につきまして、現在北中条地内で整備中の金沢星稜大学のスポーツキャンパスにつきましては、野球場やサッカー場などのスポーツ施設等が整備される予定で、稲置学園創立100周年となる令和14年、2032年の完成を目指していると聞いております。

現在は造成工事を行っており、本年の夏ごろには開発行為が終了し、そのあと、各スポーツ施設を順次整備する予定とのことです。今後本町といたしましては、スポーツを通じた地域住民との交流や、災害時の避難施設などとして大学側と連携が図れないかと考えております。

また、将来的にスポーツ学科などの学科棟が移転してきた際には、地域経済への活性化に期待するとともに、住民の健康促進や地域イベントの活性化、さらには高齢者向けの運動プログラム

や、障害者向けのスポーツ支援などでも連携が図れないかと考えております。

津幡町の都市計画マスタープランにおいて、西部地域のまちづくり方針として、津幡南中学校を含む、金沢星稜大学スポーツキャンパス周辺地域を教育関連機能開発拠点として位置付けており、教育環境の向上に向けて、周辺の農地や自然環境との調和に配慮しながら教育関連機能の充実に努めることとしています。

○**山本祝男教育委員** ご説明ありがとうございます。

○**宮崎寿教育部長** この件に関しまして、皆さんから何かご意見はございますでしょうか。

○**矢田富郎町長** 少し総務部長の話を補足させていただきます。北中条のスポーツキャンパスの造成地域から津幡駅までの間、距離でいうと 1 キロ弱ほどですが、キャンパスが完成することでその間を若い人たちが移動する可能性はかなり高いと思われます。キャンパス内に寮もできると聞いておりますし、自動車等で向かわれる人もいらっしゃると思われるので、歩く人ばかりではないと思うのですけれども、若い 20 歳前後の方々があのあたりに集い、行き交うことによって、まち全体が活気づくという副次的な作用といいますか、そういうものにも期待したいと思っております。

あと文教ゾーンというほかに、今ある石川高専をもっと活用できないか、という話も聞こえております。具体的には何かといいますと、例えば津幡の商店街の空きスペースで一般の方々にサテライト教室をするなど考えられるのでは、現在どまんなかフェスタなどで、高専の学生さんがいろいろと世話をしていただいているんですけども、商店街の中まで入っていただけないかという話です。

それから文教ゾーンとして大学等のさらなる誘致を、と言われましたが、金沢医科大学みたいな医療系の大学ですと特殊な学校ですので誘致はなかなか難しいでしょうし、工業系の大学、例えば金沢工業大学などの学部を移転できるかと言われても、これもなかなか難しいだろうと思われます。そうすると文科系の大学、例えば、金城大学とか金沢学院大学のような大学がターゲットになる可能性があるかもしれません。

○**山本祝男教育委員** 子どもたちのことを考えると、選択肢があることは良いと思いますが、難しいところです。

○**矢田富郎町長** あと、現在はスポーツキャンパスということで造成していますが、将来的には、現在の金沢星稜大学の場所、御所町の立地が手狭なこともあり、いよいよ増築もできなくなるようなら、津幡へ他の学部も持っていきたい、というような話も聞いております。

○**山本祝男教育委員** 大学等だけではなくて、教育関連の事業も周辺に立地してくれるとありが

たいです。ただ、学校そのものについては固定資産税が教育施設として減免されるなど優遇がある関係であまり税収の増加は見込めませんが、他の面で期待したいところです。

○**矢田富郎町長** 先ほど加賀市の話もされましたけれども、加賀市さんはかなり活動的に動いているところを見ると、色々バックアップしてくれる方がいらっしゃるんだろうと思います。

津幡町自体も、金沢市周辺という立地を考えると色々なことが可能なのかな、と思われるのですが、意外と津幡町には空いている土地が無いのです。仮に水田を転用して用地を作るにしても、今はもう、まとまったところが少ない状況です。

以前に少し、能美市の井出市長さんと話をしたことがありますが、能美市にはまだ工場誘致できる場所があるので誘致活動をしているそうですけども、本町の場合は同じような活動をするとなると、なかなか難しいところです。

○**山本祝男教育委員** ありがとうございます。

○**宮崎寿教育部長** 他に何かありますでしょうか。無いようでしたら、続きまして教育施設の避難設備整備について越村委員、お願いいたします。

○**越村崇教育委員** 日頃は、町の教育振興にご尽力いただいていること、感謝申し上げます。私からは1点、教育施設の避難所の整備等についてのご質問をさせていただきたいと思います。

先般、大雨による洪水や、昨年1月の能登半島地震がありました。そういった有事の際に、避難所として教育施設、学校の校舎であるとか、体育館であるとかが避難所に指定されていることが多々あると思います。先般の能登半島地震以降に、日頃も設備の整備等をされてると思いますが、より防災に対して設備を強化される予定、もしくは強化された等ございましたら、お示しいただきたいのが1点です。

あともう1つ、災害が起こった際に町民への連絡伝達事項というのがおそらく今後の課題になってくるかと思っています。私は、地区の班長を今やっております、今年1月に太田区の班長会議に出たときに、やはり防災、有事が起こった際の町民、区民への連絡方法っていうのがやはり一番争点になっておりました。どのような形で有事の際に皆さんへの連絡、そして適切な避難、そういったものが行えるかどうか、まずはおそらく命の危険というものから、町民1人でも多く助けるという観点において、町としても、今後どのような形で対策をされるのかをお示しいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○**田中圭総務課長** 小中学校及び公民館の教育施設は、大部分が現在指定管理指定避難場所避難所として指定されており、災害時には避難者が一時的に滞在することが可能な施設となっております。令和5年の7月豪雨災害及び令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、避難所となる教育

施設の防災機能の強化は喫緊の課題であると認識しております。

このことから避難所の生活環境の向上に向けて、小中学校におきましては移動式のエアコンを、公民館におきましてはWi-Fiの設備の導入を現在検討しているところです。また、役場職員等の避難所への到着が遅れた場合でも、避難所となる教育施設の会場の鍵を開けることが速やかに実施できるように、暗証番号で開けるデジタルキーボックスの設置を予定しておりまして、こちらの機器の設置により役場職員のなどの到達を待つことなく、地域の住民の方々が避難所を開場して、避難者を速やかに受け入れることが可能になると考えております。

さらに、令和5年の7月豪雨災害のときには避難所となっている場所自体が浸水したということもあったため、浸水防止の水をとめる止水板の設置についても検討をしているところです。

災害時における連絡手段につきましては、現在、防災情報の発信を町、メール配信サービスや防災行政無線、SNS等の複数の媒体による多重化を図って、幅広く住民に伝達できるような体制を構築しております。

また、住民の安全確認の方法につきましては、災害時における共助の観点から、まずは地域で災害時の安全確認の方法について、区長さんや自主防災クラブを中心に、事前に決めておくことが重要であると考えております。避難所における避難者名簿の作成時には、安否不明者を把握することが可能になりますので、地域からの安否情報とあわせて、住民の安全確認を実施してまいりたいと考えております。

教育施設を避難所として使用する場合の体制につきましては、町の避難所運営管理マニュアルがそれぞれありますので、それに沿って対応することとなり、また避難所の機能につきましては、避難指定避難所として避難者の方が安全安心に生活できるよう、速やかに食料や飲料を提供するとともに、ベッドやトイレ電源及び通信設備等を備えることにより、生活環境の向上を目指してまいりたいと思います。

○宮崎寿教育部長 この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見等はございますでしょうか。

○越村崇教育委員 ご回答ありがとうございます。色々と町として取り組まれていること、すごく参考にさせていただきます。今皆さんが進められるとしていることを、ぜひ区との連携をもっと強化していただいて、なるべくその町と区と町民がシームレスに情報伝達できるように、またこちらでもまたお手伝いできることがあれば、ぜひさせていただきたいということが1つです。

移動式のエアコンもすごくいいことだなと思いました。今回教育施設の避難所という形でご提案をさせていただいたんですが、学校の教室にエアコンの方はもう設備をされてると思うのですが、体育館へのエアコンの設置や、有事のときの上下水、飲み水や下水といったところへの対策、

あとは食品の備蓄、というものをまた今後町の方でこういった形で推進していくかというところを、またご検討いただければと思います。

あと連絡方法に関しては、自分たちはスマートフォン等で町からのメールやLINEを簡単に見ることができるのですけれども、主に高齢者の方が、スマートフォン等お持ちでない方が多いことから、区の中でも「自分たちはスマートフォンを持っていないが、どうすればいいのか」ということが、かなり声として上がってきておりましたので、高齢者の方に対するフォローっていうのも区と連携をとりながら、また対策をお願いしたいと思います。

○**矢田富郎町長** 緊急時の連絡手段については、津幡町のみならず、他の市町でもみんな頭を悩ませている問題だと思います。越村さんが言われるとおり、スマートフォンを持っていて、LINEでもメールでも次々と役場から連絡が入ってくるようになっていけば、それを見れば一目瞭然で、すぐ逃げないと、ということになると思うのですけれども、一人暮らしのお年寄り、二人でも同じだと思うのですけれども、そういう手段を持ってない方々というのは、どうにもならないという事態も考えられます。だからといって役場職員が1件ずつ家を回るというわけにもいかないので、民生委員の皆さん方とかに色々とお世話をいただいて、ちゃんと把握、区長さん方とか把握されてる方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方にちょっと足を運んでもらうしかないのかな、と思っております。

町としても、できる限りのことはこれからもやっていきたいと思えますし、日進月歩じゃないのですけれども、毎日毎日新しいものは次から次と出てくるような時代にもなってきておりますし、色々なものを手段として使えるのではないかなと思っておりますので、また、そういった面につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

○**宮崎寿教育部長** ただいまの調整事項につきまして、他にご意見等はございますか。無いようですので、続きまして給食費の保護者負担軽減につきまして、藤田委員よりお願いいたします。

○**藤田順子教育委員** 教育委員の藤田です。内容については書いてあるとおりになるのですけれども、日頃おいしく温かい給食を提供していただいて、保護者としては、本当に感謝してる次第です。

連日、いろいろなものが値上がりするというニュースを見聞きしているかと思えます。この問題は保護者にとって一番身近な問題と思っております。これまで通り給食費を負担していただくということは、町の財政においても非常に負担をかけるところではあるのですけれども、今後もこれまで同様に、給食費の保護者負担の軽減をお願いできますでしょうか。

○**宮崎寿教育部長** この調整事項について町からの回答をお願いいたします。

○酒井英志総務部長 それでは私の方からお答えさせていただきます。

近年食品価格の高騰を受け、現在の給食費に対する保護者負担では、これまで通りの質や量を提供することが困難となったことから、ご存じの通り、本町においては令和 4 年度より補助金を交付し、保護者負担を増やすことなく給食の質や量を維持しております。ちなみに令和 4 年度は、1 食当たり小学校で 20 円、それから中学校で 25 円補助をしております。さらに物価は引き続き高騰しており、本年度は 1 食当たり小学校で 52 円、中学校で 64 円の補助を行っております。

1 食当たりの保護者負担につきましては、小学校で約 300 円、中学校で 340 円となっております。

今後についてですが、今のところは保護者負担を増やすつもりはなく、令和 7 年度の当初予算においても、本年度と同額の予算を計上する予定です。また、令和 7 年度に入り、さらに物価高騰が続く給食の質・量を維持することが困難になるようであれば、補正予算による補助金の増額も検討したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○藤田順子教育委員 回答ありがとうございます。

○宮崎寿教育部長 ただいまの調整事項につきまして、皆さんから何かご意見はございますでしょうか。

○矢田富郎町長 最近では給食費の無償化という話が出てきてはいるのですが、日本全国を見ますと、一部で給食を出していない地域もあるのですよね。そういうこともあるものですから、バランスを考えると、給食を出しているところだけタダにして、出していないところには補助はないのか、といった話もあります。

私はあまり詳しいことを知らなかったのですが、去年の秋、総理官邸に全国町村会の会長代行という立場で会長と一緒に要望に行く機会があったのですが、その際の待ち時間に、政務官の先生と話をする機会がありまして、給食の無償化は実現の可能性はあるのか、という話をしました。

その際にどういう返事が返ってきたかと言いますと「とりあえずは、先生だ」と言っていました。一体どういう意味かと聞きますと「とにかく国公立の学校の先生のレベルを上げたいが、そのためにはどうすべきか、先生の給与を上げなきゃならない、まずそれが大事なんです。給食費については、その後になりますのでしばらく後になります」という話でした。

仮に津幡町の場合は、給食費を無償化しようとする、年間で 2 億 3、4 千万円、小中学校でかかります。津幡町の人口の 10 分の 1 ぐらいの自治体の規模ですと 2、3 千万円ほどで出来る

のかもしれませんが、やはり町の規模が大きくなってくると難しい話です。石川県でいうと、金沢市や野々市市あたりはかなり厳しい話になってくると思われます。

無償化するには、国が無償化を打ち出してくれるのを一生懸命じっと我慢してもらっております。

現状では、高騰している分については、町がしっかり補助して保護者の方々からの負担を、大きくしないようにということで、対策を行っているところです。

○宮崎寿教育部長 この件に関しまして、他に何かご意見等はございますか。無いようでしたら、続きまして、いじめや不登校等に対する連携体制について、渡邊委員にお願いいたします。

○渡邊加寿子教育委員 まず、今回の教育振興基本計画の案を読ませていただいて、町として、前回のもの以上に強い意気込みといたしますか、この不透明な時代を心身ともにたくましく生きていく人を育てる、という本当に強い意気込みが伝わってきて、感銘を受けながら読ませていただきました。

私の方からは、施策方針4－1についてなのですが、先ほど上野センター長にもご説明をいただきましたように、本当にいじめ・不登校については各学校、そして教育委員会、健康福祉部の職員の皆様の連携によって、増加を全国に比べて最小限にとどめてくださっているということに、本当に頭が下がる思いです。ありがとうございます。

それで、今後さらにということなのですが、先ほどのご説明にもありましたが、いじめ、不登校、それから自殺も過去最大の数を示していて、本当にその要因は多様化していると思います。これまでも、学校だけでなく、町当局の皆さんの、お力添えをいただいていたことと思いますが、令和7年度からは新たに子ども家庭センターということで、町の体制が強化されるとお聞きしております。今後、さらにその連携を強化していただいて、津幡町の子ども、そして保護者一人一人に寄り添って、さらにきめ細かな支援をしていただきますように、よろしくお願いいたします。

○宮崎寿教育部長 ただいまの件の調整事項につきまして、町からの回答をお願いいたします。

○山本幸雄健康福祉部長 いじめの相談については学校での対応が多いと思われていますが、不登校については、子どもの精神的な悩みを含めた相談として、子育て支援課の方で受けることはあります。その際は、必要に応じて学校や医療機関など関係機関と連携し、対応しております。

令和7年度から、子ども家庭センターに移行することで、就学前に関わる母子保健との一体的な支援体制となります。就学前と後で、本人の特性等に応じた支援が切れ目なくできるよう、学校との連携体制を強化できればと考えております。また、子ども自身が学校や地域など、身近

な大人に思いを言える場を作ることにより、子どもの思いをキャッチし支援できる地域づくりも進めていけたらと考えております。以上です。

○**渡邊加寿子教育委員** 家庭に悩んでいる子が多いことに驚いていたのですが、本当にこれからもよろしくお願いいたします。

○**宮崎寿教育部長** この件に関しまして、皆さんの方から何かご意見等はございますでしょうか。無いようでしたら、議件は以上となります。

また全般を通して何かご意見等がありましたら、お願いいたします。

○**山本祝男教育委員** よろしいでしょうか。実は英語教育について、お願いというか検討をしていただきたいと考えております。

先般英語のスピーチコンテストがありまして、拝見させていただきましたのですが、非常に昔に比べて発音等がスムーズになってきたな、という思いをしております。

現在は小学校から中学校高校という流れで英語の学習を行っているわけですが、最近はAIなどの同時翻訳機能が非常に向上してきており、英会話ってというのはやる必要があるのか、という考えの方もいたりするわけですが、やはり自然体でスムーズに外国籍の方と話せるっていうのは魅力でありますし必要であると思うのですが、実はですね、ご存じかはわかりませんが、2027年の改定に向けて、次期学習指導要領改定の検討がもうされているはずなのです。

その中でですね、実は標準授業時間数というのがありまして、その中で学校の裁量内の時間数を従来に比べて大きく増やすということが議論をされているわけです。ちょっと少し先の話で申し訳ないのですが、そういう議論のある中でこの英語教育に関して、例えば英会話教室、あるいは英会話教室まではいかなくても、自然体で英会話を子どもたちがスムーズに行えるようになるように、その裁量内の時間数の枠を使って対応していただくことの検討ができるのか、ちょっとお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

○**吉田克也教育長** 私がお答えしたいと思います。今現在、小学校の1コマの授業時間が45分、中学校が50分、それを弾力的に運用して、例えば小学校40分中学45分というふうにして、そこから生み出された1コマの5分をどう使っていくかってことを学校裁量に任せていく、というような議論が今されています。

実際そういうことが可能になると、それぞれの子どもの実態に応じた必要な部分を強化・補強していくということに使っていくことが可能となります。その1つの選択肢として、英語に力を入れていくということはできると思います。

しかし1コマの長い時間ではありませんので、それをどう活用していくかということについ

ては、例えば効果的に使う 1 つの方法として、今の 1 人 1 台端末、I C Tを活用することによって、ネイティブの発音を耳にすることもできますし、英会話の方に使っていくこともできるということから、様々な選択肢がある中で、今後こういったことが一番有効なのか、これは当然議論していくことになるのではないかなと思います。

○**山本祝男教育委員** ぜひ検討をお願いいたします。

○**宮崎寿教育部長** ほかに何かありますか。無いようでしたら、矢田町長の方から何かご意見があればお願いいたします。

○**矢田富郎町長** 最初のほうのいじめや先生方の時間外労働の話に戻るのですけれども、この統計資料によりますと、いじめの認知件数が小学校では平成 23 年は 15 件であったのが、令和 5 年度は 360 件、24 倍になっているというのは、これは集計の取り方の違いでしょうか。

○**上野幸代学校教育課教育センター所長** 平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定され、平成 29 年にいじめ防止等のための基本的な方針の最終改定がされまして、それ以降いじめというもののに対する定義が変わってきていること、認知を積極的に進めてきたことが大きいと思われます。

これは津幡町だけのことでなくて、全国的にです。平成 30 年以降は認知件数が急激に多くなっております。

○**矢田富郎町長** わかりましたが、それでは学校の中そのものは変化していないということなのでしょうか。

○**上野幸代学校教育課教育センター所長** 件数が増えたことについては、それだけより丁寧に教員が子どもたちを見ていることの証だととらえています。

それまでただの喧嘩だと思っていたことを、これはもしかしたら子どもがすごく嫌な思いをしているかもしれない、ということで、子どもたちからの訴えがなくても、教員の方から見ていじめとして認知し、見守っていく案件じゃないかということで件数としてあげているケースもあります。

あるいは、この件数の中には、子どもたち自身、該当のお子さんが気づいていないが、先生から見て、この子については注意深く見ていく必要があるということで、認知件数としてあげている場合もあり、結果として件数が増加しているといったこともあります。平成 30 年から認知件数が急激に増えたのは、全国的な傾向になります。

○**矢田富郎町長** わかりました。あと、先生の時間外の話になりますが、80 時間とか 100 時間の残業、毎月毎月 100 時間の残業をしているとなると大変である思われるのですが、職場で残業をせずに、家に帰って 2 時間仕事します、というような潜在的な残業というものはあるので

しょうか。

○菅谷真佐子学校教育課管理主事 現在は、持ち帰って仕事をおこなう先生はそれほど多くはないです。情報を外部に漏らさないようにという意識が高いからか、皆さん学校で仕事を行っています。ただ、個人情報に関係ない業務、授業構想や準備、週案を作ることに关しては、持ち帰って作業してる部分はあるかもしれません。

○矢田富郎町長 その場合は時間外勤務にはならないということですね。申請を行わないわけですからね。わかりました。

○宮崎寿教育部長 これでよろしいでしょうか。

それでは、第2期津幡町教育振興基本計画について、町と教育委員会との調整は以上でよろしいでしょうか。

あわせて、冒頭に教育総務課長から説明がありました、本計画をもって、教育大綱として位置づけるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本計画を教育大綱に位置づけることとします。それでは協議、調整事項については以上となります。そのほか何かございますでしょうか。無いようでしたら、以上をもちまして、総合教育会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会〕 14時39分